

建設産業政策会議における検討課題 参考資料

法制度・許可関係

建設業法の概要（昭和24年5月24日公布）

目的

- ・建設業を営む者の資質の向上
- ・建設工事の請負契約の適正化 等



- 建設工事の適正な施工を確保し、発注者を保護
- 建設業の健全な発達を促進

許可制度 ★建設業者の資質の向上★

許可の要件

経営能力

業種ごとの技術力

誠実性

財産的基礎

欠格要件

- ・許可取消しから一定期間を経過しない者
- ・刑に処せられてから一定期間を経過しない者
- ・法人でその役員が欠格要件に該当する者 等

29業種

（土木工事業・建築工事業等）

許可の種類

特定建設業許可
（元請として4,000万円以上の下請契約を結ぶ工事）

一般建設業許可
（特定建設業以外）

国土交通大臣許可

2以上の都道府県に営業所を設置

都道府県知事許可

1の都道府県のみ営業所を設置

許可不要

500万円未満の建設工事

（建築一式工事については、1500万円未満又は150㎡未満の木造住宅工事）

技術者制度 ★施工技術の確保★

業種ごとに工事現場に技術者を設置

主任技術者の設置

監理技術者の設置
（元請として4,000万円以上の下請契約を結ぶ場合）

請負契約の適正化 ★発注者や下請負人の保護等★

- ・元請負人の義務
（例：施工体制台帳の作成（4,000万円以上の下請契約を結ぶ場合））
- ・公正な請負契約の締結義務
- ・請負契約の書面締結義務

経営事項審査 ★公共工事元請業者の一元評価★

経営状況等に関する客観的事項の審査
（公共工事の元請になろうとする建設業者）

- ①経営状況 ②経営規模
- ③技術力 ④社会性

監督処分 ★法令遵守の実効性の担保★

※ 許可を有さない者に対しても処分可能

- ・指示処分
- ・営業停止処分
- ・許可取消処分

法律名	目的規定
建設業法(昭和24年法律第100号)	○この法律は、建設業を営む者の資質の向上、建設工事の請負契約の適正化等を図ることによつて、 <u>①建設工事の適正な施工を確保し、②発注者を保護するとともに、③建設業の健全な発達を促進し、もつて④公共の福祉の増進に寄与</u> することを目的とする。
公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律(平成12年法律第127号)	○この法律は、国、特殊法人等及び地方公共団体が行う公共工事の入札及び契約について、その適正化の基本となるべき事項を定めるとともに、情報の公表、不正行為等に対する措置、適正な金額での契約の締結等のための措置及び施工体制の適正化の措置を講じ、併せて適正化指針の策定等の制度を整備すること等により、 <u>②公共工事に対する国民の信頼の確保と③これを請け負う建設業の健全な発達</u> を図ることを目的とする。
公共工事の品質確保の促進に関する法律(平成17年法律第18号)	○この法律は、公共工事の品質確保が、良質な社会資本の整備を通じて、豊かな国民生活の実現及びその安全の確保、環境の保全(良好な環境の創出を含む。)、自立的で個性豊かな地域社会の形成等に寄与するものであるとともに、現在及び将来の世代にわたる国民の利益であることに鑑み、公共工事の品質確保に関する基本理念、国等の責務、基本方針の策定等その担い手の中長期的な育成及び確保の促進その他の公共工事の品質確保の促進に関する基本的事項を定めることにより、 <u>①現在及び将来の公共工事の品質確保の促進を図り、もつて④国民の福祉の向上及び国民経済の健全な発展に寄与</u> することを目的とする。

	請負(民法)	建設工事の請負契約(建設業法)
目的	労務の成果の給付(仕事の完成)	建設工事の完成(建設業法 § 2②)
定義	当事者の一方がある仕事を完成することを約し、相手方がその仕事の結果に対してその報酬を支払うことを約する(民法 § 632)	委託その他いかなる名義をもつてするかを問わず、報酬を得て建設工事の完成を目的として締結する契約(建設業法 § 24)
位置付け	契約自由の原則に基づき最小限の事項を規定	契約自由であるものの、 建設工事を適切に請け負う上で建設業者が遵守すべき事項を規定 (遵守しないことを理由として契約そのものが無効であるとする強行規定はなし)
契約の成立	両当事者の合意のみによって成立 ※口約束も効力を有する	一定の重要事項を記載した書面の交付義務 (建設業法 § 19①) ※契約の成立要件ではない
契約履行の過程・方法	規定なし	適正施工を図る等の観点から、 許可制度、一括下請負の禁止(建設業法 § 22)、技術者設置義務(建設業法 § 26①)等の加重要件あり
報酬の有無	報酬あり(民法 § 632)	報酬あり(建設業法 § 24)
報酬支払時期	目的物引渡しと同時に(民法 § 633)	契約書毎に記載 (建設業法 § 19①XI) ※注文者から支払を受けた場合の下請への支払規定(建設業法 § 24の3①)、特定建設業者の下請への支払規定(建設業法 § 24の5①)あり ※工期途中で解除の場合、発注者が出来形部分に相応する請負代金を支払う義務(公共約款 § 50①、甲約款 § 36①、乙約款 § 24⑥、下請約款 § 35③)
前払金	規定なし	注文者の前払金を想定した規定あり (建設業法 § 19①IV、§ 21、§ 24の3②) ※公共工事における前払金に関する各種規定あり(公共約款 § 34等)
途中段階で必要となった費用の負担	規定なし	契約書毎に記載 (建設業法 § 19⑤) ※設計変更等があった場合の発注者による請負代金額の変更規定等(公共約款 § 25、甲約款 § 32、乙約款 § 22、下請約款 § 20)あり
債務不履行時の損害賠償責任	損害賠償請求権あり(民法 § 415)	契約書毎に記載 (建設業法 § 19①XIII) ※解除に伴う違約金や損害賠償の規定あり(公共約款 § 47②、甲約款 § 34①、乙約款 § 24①、下請約款 § 35⑤ 等)
瑕疵担保責任	瑕疵修補請求権(+損害賠償請求権)あり(民法 § 634①②)	契約書毎に記載 (建設業法 § 19①XII) ※工事目的物に瑕疵がある場合の瑕疵修補請求権及び損害賠償請求権に関する規定あり(公共約款 § 44、甲約款 § 29、乙約款 § 19、下請約款 § 33)

- 建設業法における建設業許可の要件の一つとして、『経營業務管理責任者要件』
(建設業の経営に関する一定の経験を有する者が、一名以上常勤役員等であること)がある。



- ① 許可を受けようとする建設業に関し5年以上経營業務の管理責任者としての経験^(注1)を有する者
- ② 許可を受けようとする建設業以外の建設業に関し7年以上経營業務の管理責任者としての経験を有する者
- ③ 許可を受けようとする建設業に関し経營業務の管理責任者に準ずる地位にあって次のいずれかの経験を有する者
 - －経營業務の執行に関して、取締役会の決議を経て取締役会又は代表取締役から具体的な権限委譲を受け、かつ、その権限に基づき、執行役員等として5年以上建設業の経營業務を総合的に管理した経験^(注2)
 - －7年以上経營業務を補佐^(注3)した経験

- 業務を執行する社員
(持分会社の業務を執行する社員)
- 取締役
- 執行役
- 上記に準ずる者(組合等の理事等)

※ 本年6月1日に見直しを実施し、取締役会の決議を経て取締役会又は代表取締役から具体的な権限委譲を受けた執行役員も含まれることとなった。

[趣旨] 事業者の経営陣に一定の人的要件の配置を求めるとを通じ、一品ごとの受注生産、契約金額が多額、請負者が長期間瑕疵担保責任を負うという、他の産業と異なる特性を有する建設業における適正経営の確保を図る目的

(注1) 業務を執行する社員、取締役、執行役若しくは法人格のある各種の組合等の理事等、個人の事業主又は支配人その他支店長、営業所長等営業取引上対外的に責任を有する地位にあって、経營業務の執行等建設業の経營業務について総合的に管理した経験をいう。

(注2) 取締役会設置会社において、取締役会の決議により特定の事業部門に関して業務執行権限の委譲を受ける者として選任され、かつ、取締役会によって定められた業務執行方針に従って、代表取締役の指揮及び命令のもとに、具体的な業務執行に専念した経験をいう。

(注3) 許可を受けようとする建設業に関する建設工事の施工に必要とされる資金の調達、技術者及び技能者の配置、下請業者との契約の締結等の経營業務全般について従事した経験をいう。

- また、建設業法における建設業許可の要件の一つとして、『営業所専任技術者要件』
(その営業所ごとに、次のいずれかに該当する者で専任のものを置く者であること)がある。

○許可の種類(特定/一般)及び各業種区分
に応じた技術者要件を満たす者

(例)建築工事業の場合

- ・特定建設業…建築士(一級のみ)、建築施工管理技師(一級のみ)
- ・一般建設業…建築士(一級・二級)、建築施工管理技士(一級・二級)

○「専任」の者とは、その営業所に常勤して専らその職務に従事することを要する者をいう(以下の者は原則として専任とは言えない)。

- ①住所が営業所の所在地から著しく遠距離にあり、通勤不可能な者
- ②他の営業所において専任を要する者
- ③建築士や宅地建物取引士等他の法令により特定の事務所等において専任を要することとされている者
- ④他に個人営業を行っている、他の法人の常勤役員である等他の営業等について専任に近い状態にある者

[趣旨] 建設業に関する営業の中心は各営業所にあることからみて、建設工事に関する請負契約の適正な締結及びその履行を確保するためには、各営業所ごとに許可を受けて営業しようとする建設業に係る建設工事についての技術者を置くことが必要であり、そこに置かれる者は常時その営業所に勤務していることが適切であることから課せられている。

注1) 営業所とは、「本店又は支店若しくは常時建設工事の請負契約を締結する事務所」とされており、本店又は支店については、他の営業所に対し請負契約に関する指導監督を行う等建設業に係る営業に実質的に関与する場合は、この「営業所」に該当する一方、登記上の本店等に過ぎないものは該当しない。
常時請負契約を締結する事務所とは、請負契約の見積り、入札、契約締結等請負契約の締結に係る実体的な行為を行う事務所をいい、工事事務所、作業所等は該当しない。営業所の判断については個々の実態によるものの、最低限、請負契約に関する権限を委任され、営業を行うべき場所を有し、備品を備えていることが必要。

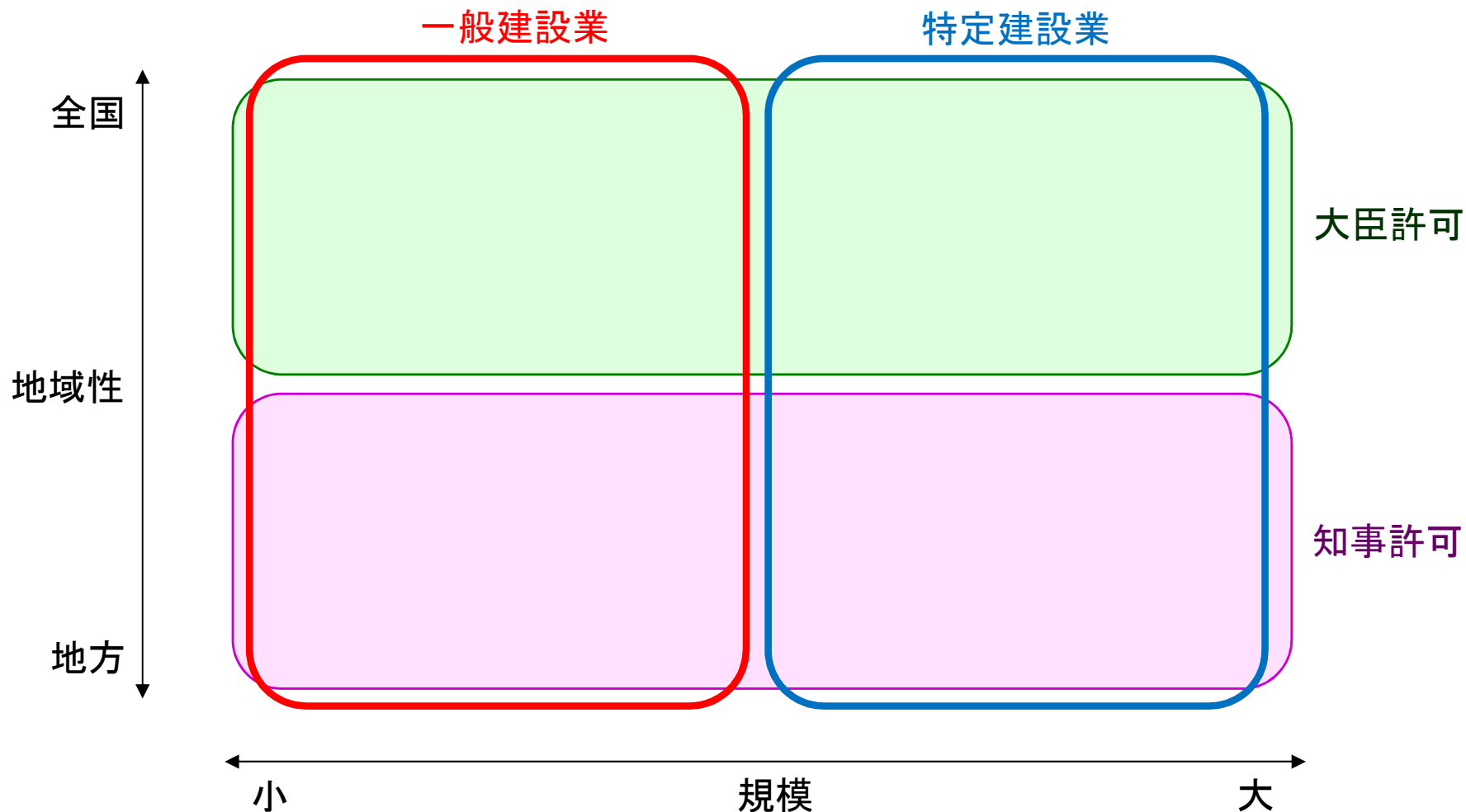
注2) 営業所における営業所専任技術者は制度趣旨の観点からは、建設工事の企画段階から契約締結に至るまでの発注者・設計者と技術的調整を行うこととなっている(契約締結そのものには関与しない)。
他方、実態の業務としては、上記調整に加え、各現場における施工状況の一元的確認や問題解決・支援等を行っている。(本店等においては会社としての施工状況の一元的確認の度合いが大きく、現場に近い営業所においては現場での問題解決・支援の度合いが大きい。)

登録制度から現在の許可制度に至る経緯・変遷

主要な制定・改正	要件	有効期限	主要な制定・改正事項とその背景
「建設業法」(昭和24年)	・技術者	2年	【制定事項】登録制の導入 ※大臣登録と知事登録との要件に差異なし
「建設業法の一部を改正する法律」(昭和28年)	・技術者 ・営業所への技術者配置 ※大臣登録のみ	2年	【改正事項】業法の適用範囲の拡大(適用除外9業種中壁紙工事を除く8業種に適用) 大臣登録業者の登録要件の強化(同一都道府県内の営業所の一に技術者を配置) 【背景】適用除外業種についても重要性があるとみなされ、また紛争も多く発生したため、適用範囲拡大第27条で規定された大臣登録の営業所への技術者の配置義務を徹底するため、登録要件に追加
「建設業法の一部を改正する法律」(昭和36年)	・技術者 ・営業所への技術者配置 ※大臣登録のみ	2年	【改正事項】主として請け負う建設工事の種類ごとの技術者が要件化 ※登録業者が請け負う建設工事の種類に制限なし 総合工事業者(現在の一式工事に相当)の登録制度の創設 【背景】従来の資格要件は軽易かつ画一的 年々増加する膨大な建設工事量を適正に消化するため、施工体制を強化する必要
「建設業法の一部を改正する法律」(昭和46年)	・経營業務管理責任者 ・営業所専任技術者 ・誠実性 ・財産的基礎	3年	【改正事項】登録制から許可制へ移行、有効期限も2年から3年に 一般建設業、特定建設業の区分け、業種別の許可制の採用 一般建設業の許可には経営経験、技術者の有無、誠実性、財産的基礎を要件とし、特定建設業の許可には技術者及び財産的基礎に係る要件を加重 【背景】建設投資に対する需要がますます増大することが予想され、建設業界より一層重要になる一方で、施工能力・資力・信用に問題のある建設業者による粗雑粗漏工事や公衆災害等が発生 公正な競争の阻害により業者の倒産の増加が顕著に 近く予想される全面的な資本の自由化に対処して国際競争力を強化すべく、経営を近代化・施工を合理化する必要
「建設業法の一部を改正する法律」(昭和62年)	・経營業務管理責任者 ・営業所専任技術者 ・誠実性 ・財産的基礎	3年	【改正事項】特定建設業の許可基準の改正(指定建設業の営業所専任技術者を国家資格者等に限る) 【背景】競争が激化する中で、経営環境の悪化、労働条件の低下、倒産の多発 施工能力・資力・信用に問題のある者が建設市場に不当に参入 建設業における施工技術水準の高度化、経営体質の改善等に資する必要
「建設業法の一部を改正する法律」(平成6年)	・経營業務管理責任者 ・営業所専任技術者 ・誠実性 ・財産的基礎	5年	【改正事項】許可の有効期間を3年から5年に 欠格要件の強化(禁固以上の刑に処せられた者に拡大等) 【背景】公共工事をめぐるとの連年の不祥事を踏まえ、国民の公共工事に対する信頼を回復する必要
「建設業法等の一部を改正する法律」(平成26年)	・経營業務管理責任者 ・営業所専任技術者 ・誠実性 ・財産的基礎	5年	【改正事項】業種区分に解体工事業を追加 欠格要件の強化(暴排規程の追加) 【背景】維持管理・更新時代の到来に伴い、解体工事の適切な施工をはかる必要

建設業許可制度の見直しについて(切り口の整理)

- 現在の建設業許可制度においては、規模及び地域性の観点から線引きがなされている。



→ 建設業許可制度を見直すに当たって、上記2点のほかに考えられる切り口はあるか。

(例) ・公共工事/民間工事の別 ・多数の者が利用する施設/利用が限定的な施設 ・工事の専門性

等

(参考)建設業法における上乗せ規制の考え方

規制事由	通常	上乗せ	
		上乗せ規制の対象	上乗せ規制の内容
許可 法3条	一般建設業の許可要件 ①経營業務管理責任者 ②営業所専任技術者 ③誠実性 ④財産的基礎	○発注者から直接請け負う一件の建設工事に関し、建築一式工事については総額が6000万円以上、その他の工事については総額が4500万円以上となる下請契約を締結して施工する者	特定建設業の許可（一般建設業許可取得よりも厳しい営業所専任技術者要件、財産的基礎の基準）
一括下請負の禁止 法22条	発注者の書面による承諾を得た場合、一括下請負可能	○多数の者が利用する施設等に関する重要な建設工事で政令で定めるもの（共同住宅の新築） ○公共工事（入契法第14条）	書面による承諾の有無に関わらず一括下請負禁止
支払期日 法24条の3、5	注文者から支払を受けて一月以内に下請に支払う	○特定建設業者	下請が工事完成を申し出た日から起算して五十日を経過する日以前のできる限り短い期間内において支払う
下請指導 法24条の6	義務付けなし	○特定建設業者	下請負人が、政令で定める法令の規定に違反しないよう、指導
施工体制台帳等 法24条の7	義務付けなし	○特定建設業許可が必要となる建設工事 ○公共工事（入契法第15条）	施工体制台帳の作成・備え置きや施工体系図の掲示義務
あっせん又は調停 法25条の11	当事者の一方又は双方からの申請	○公共性のある施設等で政令で定めるもの（鉄道、道路、学校、電気施設等）に関する紛争	審査会があっせん又は調停を行う必要があると決議すると、あっせん又は調停
技術者制度 法26条	建設工事の施工にあたって、主任技術者を配置	○特定建設業許可が必要となる建設工事	監理技術者の配置
		○公共性のある施設等又は多数の者が利用する施設等に関する重要な建設工事で政令で定めるもの（国・地方公共団体発注工事、共同住宅、百貨店等）	監理技術者等の専任配置
経営事項審査 法27条の23	義務付けなし	○公共性のある施設等に関する建設工事で政令で定めるもの（国・地方公共団体・公共法人等が発注する工事）を発注者から直接請け負おうとする建設業者	受審義務あり

公共工事と民間工事に対する規律の比較①

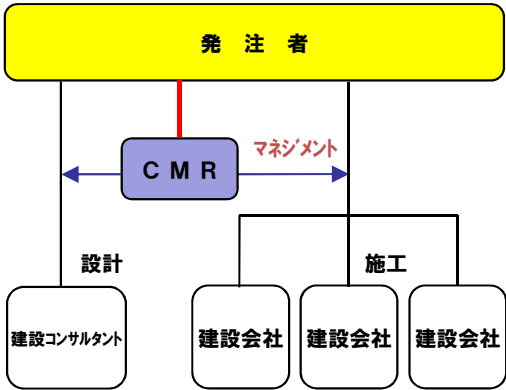
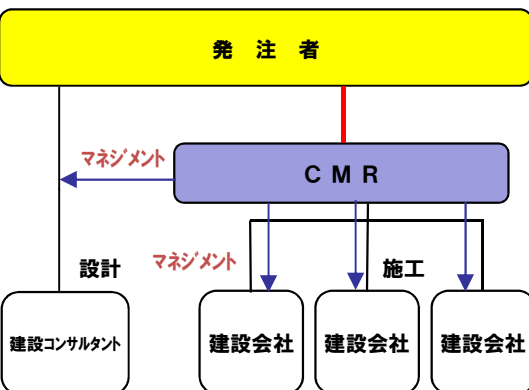
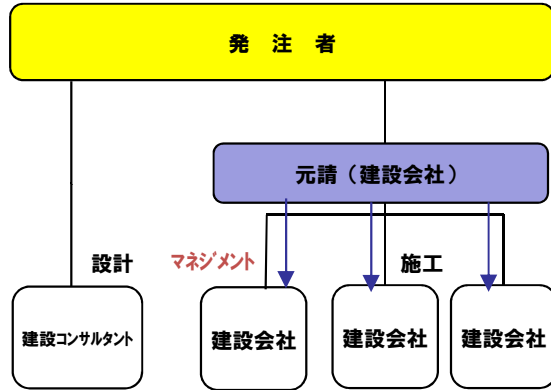
受注者に対する規律

規律	公共工事	民間工事
建設工事の見積り	・見積りの努力義務及び注文者から請求があった場合の提示義務(業法 § 20)	・見積りの努力義務及び注文者から請求があった場合の提示義務(業法 § 20)
下請代金の支払	・請負代金の支払を受けてから1月以内に、下請に対して下請代金を支払う義務(法 § 24の3)	・請負代金の支払を受けてから1月以内に、下請に対して下請代金を支払う義務(法 § 24の3)
下請負人に対する指導	・下請負人が当該工事の施工に関し法令の規定に違反しないよう指導する義務(業法 § 24の6)	・下請負人が当該工事の施工に関し法令の規定に違反しないよう指導する義務(業法 § 24の6)
監理技術者の配置要件	・4,000万円以上(建築一式工事は6,000万円以上)の下請契約を締結する場合(業法 § 26Ⅱ)	・4,000万円以上(建築一式工事は6,000万円以上)の下請契約を締結する場合(業法 § 26Ⅱ)
主任技術者・監理技術者の専任要件	・公共性のある施設・工作物又は多数の者が利用する施設・工作物で、契約金額が3,500万円以上(建築一式工事は7,000万円以上)の場合(業法 § 26Ⅲ)	・公共性のある施設・工作物又は多数の者が利用する施設・工作物で、契約金額が3,500万円以上(建築一式工事は7,000万円以上)の場合(業法 § 26Ⅲ)
一括下請負の禁止	・ 全面禁止 (入契法 § 12)	・共同住宅の新築以外の工事で、発注者から書面による承諾を得たときは、一括下請負が可能(業法 § 22)
施工体制台帳の作成、備置き	・ 全ての工事において作成、備置きが必要 (入契法 § 15)	・特定建設業者(※)のみ作成、備置きが必要(業法 § 24の7)
経営事項審査の受審	・ 事業年度ごとに受審義務 (業法 § 27の23) (各発注者の入札参加資格要件に位置付けられている)	・義務無し
許可行政庁による指導、助言、勧告	・許可行政庁から建設業者に対して指導、助言、勧告が可能(業法 § 41)	・許可行政庁から建設業者に対して指導、助言、勧告が可能(業法 § 41)
許可行政庁による公取への措置請求	・不当に低い請負代金で契約を締結し、独禁法違反と認められるときは、公取に対して独禁法に基づく措置を請求することが可能(業法 § 42) ※過去の発動事例無し	・不当に低い請負代金で契約を締結し、独禁法違反と認められるときは、公取に対して独禁法に基づく措置を請求することが可能(業法 § 42) ※過去の発動事例無し

公共工事と民間工事に対する規律の比較②

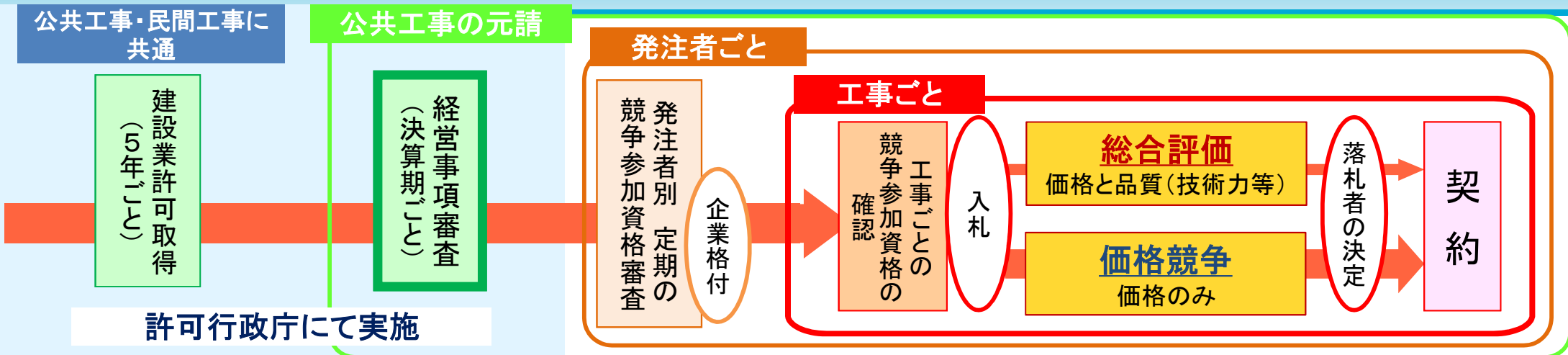
規律	公共工事	民間工事
発注者に対する規律	契約内容の明示 ・書面の交付義務(契約当事者双方の義務) (業法 § 19)	・書面の交付義務(契約当事者双方の義務) (業法 § 19)
	不当に低い請負代金の禁止 ・自己の取引上の地位を不当に利用した、原価に満たない金額での請負契約締結の禁止(業法 § 19の3) →違反した場合、許可行政庁による勧告(業法 § 19の5)	・自己の取引上の地位を不当に利用した、原価に満たない金額での請負契約締結の禁止(業法 § 19の3) →勧告規定無し (ただし、発注者が建設業者の場合は、業法 § 41により、必要な助言指導が可能)
	発注見通しや入札契約の過程の公表 ・公表義務(入契法 § 7、§ 8)	・義務無し
	発注者による入札金額の内訳の提出 ・内訳を記載した書類の提出義務(入契法 § 12)	・義務無し
	受注者が欠格事由に該当する場合の許可行政庁への通報 ・通報義務(入契法 § 11)	・義務無し
	発注者の責務 ・予定価格の適正な設定 ・適正な予定価格に沿った速やかな契約締結 ・最低制限価格の設定 ・適正な工期の設定 ・適切な設計図書の変更及び請負代金の額又は工期の変更 ・施工状況の確認及び評価の実施 (品確法 § 7各号)	・義務無し
その他	前払金の支払い ・会計法、地方自治法に基づき、発注者は原則4割の前払金を支払 ・前払保証法に基づき、前払保証会社が保証	前払金の支払は任意 ・前払保証会社による保証は無し

CM方式の普及・活用について

方式	ピュアCM	アットリスクCM	請負
主体	CMRによるマネジメント		施工者によるマネジメント
イメージ図			
概要	<ul style="list-style-type: none"> ● コンストラクションマネージャー（CMR）が、技術的な中立性を保ちつつ発注者の側に立って、設計・発注・施工の各段階において、設計の検討や工事発注方式の検討、工程管理、品質管理、コスト管理などの各種のマネジメント業務の全部または一部を行う方式 	<ul style="list-style-type: none"> ● 発注者が支出する工事費を低減するために、CMRにマネジメント業務に加えて施工に関するリスクを負わせる方式 	<ul style="list-style-type: none"> ● 別途実施された設計に基づいて確定した工事の仕様により、その施工のみを発注する方式（※設計施工分離の場合）
資格要件	<ul style="list-style-type: none"> ● 建設コンサルタント業務の競争参加資格 	<ul style="list-style-type: none"> ● 未整理（実際の運用は請負と同一） 	<ul style="list-style-type: none"> ● 建設業許可 ● 工事の競争参加資格
リスク分担	<ul style="list-style-type: none"> ● 善良な管理者としての注意義務、債務履行責任 	<ul style="list-style-type: none"> ● 未整理 	<ul style="list-style-type: none"> ● 請負契約に基づく瑕疵担保責任、債務履行責任
メリット	<ul style="list-style-type: none"> ● 短期的な事業量の増加に対し、CMRが発注者側に不足する体制を補完できる 	<ul style="list-style-type: none"> ● 業者の選任についての発注者の裁量権が確保される ● 建設会社との契約金額が必然的に明らかになる 	<ul style="list-style-type: none"> ● 業者選定等の手続きは元請けが実施するため、発注者の事務負担が軽減される ● 下請けの施行に関する責任は元請けが負担するため、責任の所在が明確になる

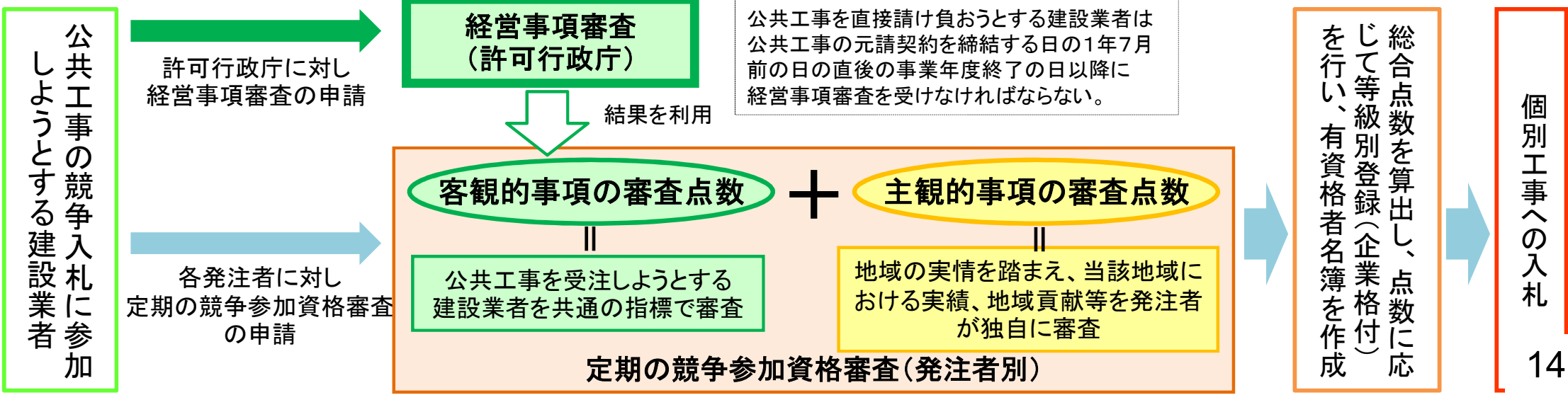
企業評価関係

公共工事の入札・契約までの一般的な流れと経営事項審査の概要



経営事項審査の意義(発注者による企業格付の基礎資料)

- 各発注者が行う企業格付において、公共工事を受注しようとする建設業者を共通の基準により評価をするため、許可行政庁が全国統一の客観的な指標で一元的に評価
 - 企業格付の透明性・公平性の確保に寄与
- 受注者は基本的に1年に1回審査を受け、審査結果はどの発注者でも利用可能
 - 発注者・受注者双方の事務負担を大幅に軽減



経営事項審査の審査項目

完成工事高(X1)及び技術力(Z)を許可業種別に審査し、業種別に総合評定値(P)を算出

項目区分		審査項目	最高点／最低点	ウェイト
経営規模	X 1	完成工事高(許可業種別)	最高点:2,309点 最低点:397点	0.25
	X 2	自己資本額 利払前税引前償却前利益	最高点:2,280点 最低点:454点	0.15
経営状況	Y	①負債抵抗力 ②収益性・効率性 ③財務健全性 ④絶対的力量	最高点:1,595点 最低点:0点	0.20
技術力	Z	元請完成工事高(許可業種別) 技術職員数(許可業種別)	最高点:2,441点 最低点:456点	0.25
その他審査項目 (社会性等)	W	①労働福祉の状況 ②建設業の営業継続の状況 ③防災活動への貢献の状況 ④法令遵守の状況 ⑤建設業の経理の状況 ⑥研究開発の状況 ⑦建設機械の保有状況 ⑧国際標準化機構が定めた規格による登録の状況 ⑨若年の技術者及び技能労働者の育成及び確保の状況	最高点:1,919点 最低点:0点	0.15
総合評定値	P	$0.25X1 + 0.15X2 + 0.20Y + 0.25Z + 0.15W$	最高点:2,136点 最低点:281点	

経営状況 (Y)

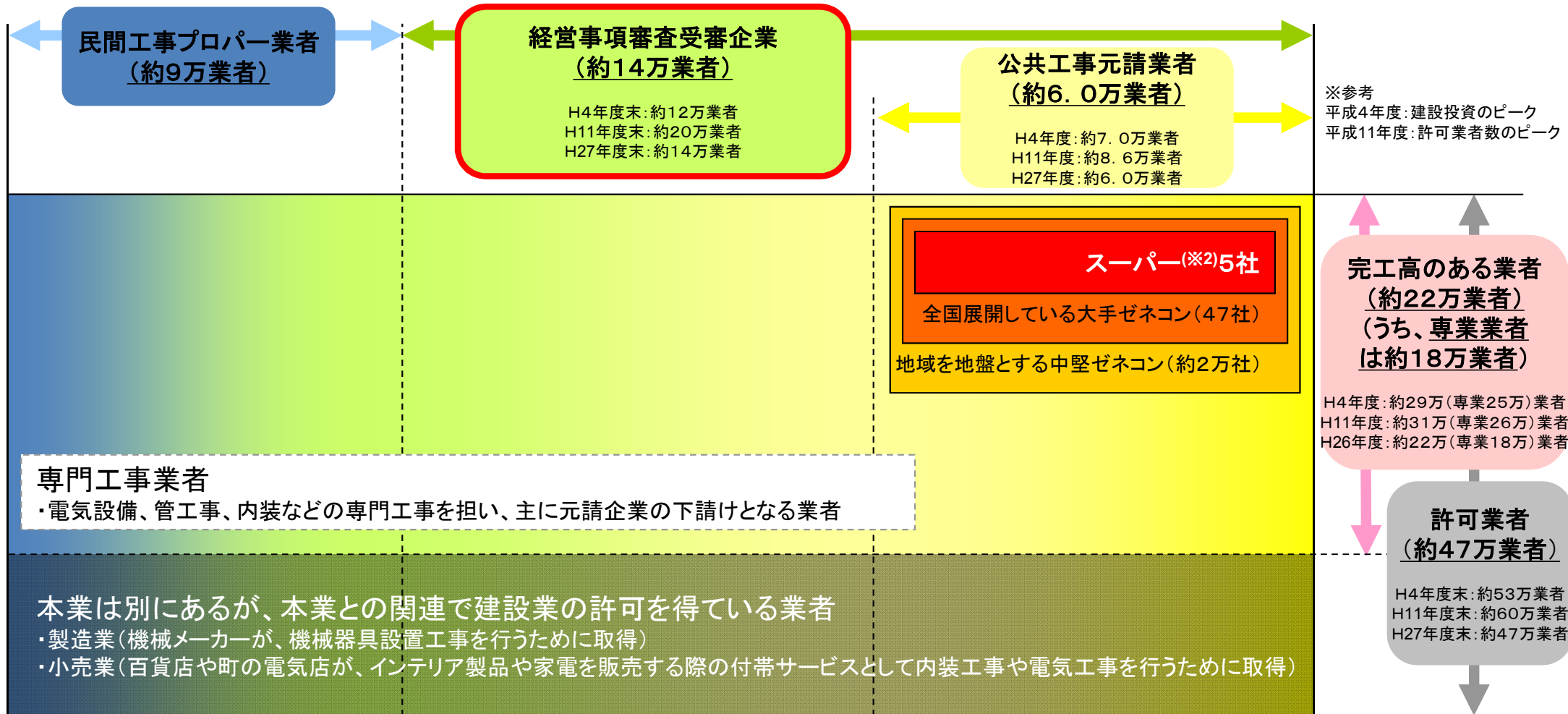
- ①負債抵抗力：純支払利息比率・負債回転期間
- ②収益性・効率性：総資本売上総利益率・売上高経常利益率
- ③財務健全性：自己資本対固定資産比率・自己資本比率
- ④絶対的力量：営業キャッシュフロー・利益剰余金

その他の審査項目（社会性等）の詳細

評価項目	最高点	最低点	項目導入時期
W1: 労働福祉の状況	45	-120	-
雇用保険未加入	0	-40	平成6年
健康保険の未加入	0	-40	平成6年
厚生年金保険の未加入	0	-40	平成6年
建退共加入	15	0	平成6年
退職一時金もしくは企業年金制度の導入	15	0	平成6年
法定外労災制度への加入	15	0	平成6年
W2: 建設業の営業継続の状況	60	-60	-
建設業の営業年数	60	0	平成6年
民事再生法又は会社更生法の適用の有無	0	-60	平成23年
W3: 防災活動への貢献の状況	15	0	平成18年
W4: 法令遵守の状況	0	-30	平成20年
W5: 建設業の経理の状況	30	0	-
監査の受審状況	20	0	平成20年
公認会計士等数	10	0	平成6年
W6: 研究開発の状況	25	0	平成20年
W7: 建設機械の保有状況	15	0	平成23年
W8: 国際標準化機構が定めた規格による登録の状況	10	0	平成23年
W9: 若年の技術者及び技能労働者の育成及び確保の状況	2	0	平成27年
合計(A)	202	0	
W評点 (A × 10 × 190 ÷ 200)	1,919	0	

$$\text{総合評定値 (P)} = 0.25X_1 + 0.15X_2 + 0.20Y + 0.25Z + 0.15W$$

- 建設業許可業者数約47万業者のうち、平成26年度に建設工事完成工事高のある業者^(※1)は21.6万業者(前年度比7.9%減少)。そのうち、建設業専業業者(総売上高に占める建設工事完成高の比率が80%以上)は17.9万業者(前年度比7.2%減少)。
※建設業許可業者数は平成28年3月末現在



※1: 完成工事高のある業者とは、建設工事施工統計調査票に施工実績(100万円以上)の記載があった業者

※2: 完成工事高約1兆円クラス

(出所) 許可業者数 : 国土交通省「建設業許可業者数調査」
 完工高のある業者数 : 国土交通省「建設工事施工統計調査報告」
 公共工事元請業者数 : 東日本建設業保証、西日本建設業保証、北海道建設業保証調べ
 経営事項審査受審業者数 : 国土交通省調べ

競争参加資格審査では、特に市区町村レベルにおいて、主観点を導入せず、経営事項審査の点数をそのままランク分けに活用するような発注者も相応に（約500機関）存在している状況。

■競争参加者の客観点数及び発注者別評価点（いわゆる「主観点」）について

	有資格者名簿の作成に客観点数及び発注者別評価点を利用している （経審＋主観点）		有資格者名簿の作成に客観点数のみを利用している （経審のみ）		有資格者名簿の作成に自らの発注者別評価点のみを利用している （主観点のみ）		他発注機関の名簿に自らの発注者別評価点を加えている		客観点数及び発注者別評価点を利用していない （他発注機関の有資格者名簿を利用していない場合も含む）		
	H26. 4. 1	H27. 3. 31	H26. 4. 1	H27. 3. 31	H26. 4. 1	H27. 3. 31	H26. 4. 1	H27. 3. 31	H26. 4. 1	H27. 3. 31	
国	6 31.6%	6 31.6%	11 57.9%	11 57.9%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	2 10.5%	2 10.5%	
特殊法人等	9 7.2%	9 7.2%	7 5.6%	8 6.4%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	107 85.6%	106 84.8%	
地方公共団体	都道府県	47 100.0%	47 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	
	指定都市	17 85.0%	17 85.0%	3 15.0%	3 15.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	
	市区町村	731 42.5%	695 40.4%	489 28.4%	489 28.4%	23 1.3%	13 0.8%	43 2.5%	33 1.9%	348 20.2%	315 18.3%
	小計	795 44.4%	759 42.4%	492 27.5%	492 27.5%	23 1.3%	13 0.7%	43 2.4%	33 1.8%	348 19.5%	315 17.6%
計	810 41.9%	774 40.1%	510 26.4%	511 26.4%	23 1.2%	13 0.7%	43 2.2%	33 1.7%	457 23.6%	423 21.9%	

※ 有資格者名簿を作成しておらず、他発注機関の名簿も利用していない発注機関は除く。

※ 経審のみを活用している国の機関(11団体)：警察庁、総務省、法務省、外務省、財務省、文科省、厚労省、経産省、衆議院、最高裁、会計検査院

民間等発注者、建設企業での活用状況

- 元請企業が、下請企業の経審の結果を確認して、協力企業を選定するための参考としているケースがある。
 - ・そのため、元請となることを想定しておらず、本来ならば経審を取得する必要のない企業であっても、元請からの仕事を得るために、元請企業の評価制度として設計された経審において高い点数を取得できるよう、常に気かけながら経営を行っていくというケースも発生している。
- 公共工事の請負契約のみならず、業務代行等のゼネコンが対象とされうる民間発注者等の委託契約においても、**経審の結果を勘案して応募資格等を定めていることがある。**
 - ・例えば、業務施行能力の高い業者を選定するため、あらかじめ関東地整の有識者名簿等から上位企業の経審点数を把握し、大体経審〇点以上の企業でなければ応募できないように資格要件を設けるなど。

その他の主体（金融機関等）での活用状況

- 新規取引先への営業をかけるための基礎資料として、経審の結果を確認するケースがある。
 - ・企業として活用を促進している訳ではなく、あくまでも担当者個人が「経審」を情報として知っていれば確認することもあるという程度。
 - ・総合評定値（P点）よりも、企業規模（X点）や経営状況（Y点）といった企業経営の中身を参考までに見ることがある。
 - ・訪問する企業のホームページで基礎情報を見るのと同じ感覚。
- 建設企業の与信判断の一環として経審の点数を見ることがある。
- 経営事項審査は建設企業の経営に関する基礎的な情報を一通り含んでいるため、上記のほか、企業リサーチ会社等における**建設業界分析のデータとして利用されていることもある。**

経営事項審査の制度的位置付けの変遷

昭和25年： 経営事項審査制度の制定

中央建設業審議会が「建設工事の入札制度の合理化対策について」を決定し、「建設業者事前資格審査要領」を定めて、公共工事の重要発注機関に対して実施勧告を行ったことにより創設。

【建設工事の入札制度の合理化対策について】

建設事業の公共性並びに工事の特殊性に鑑みると、建設工事の入札については、**建設業者の信用、技術、施行能力等を特に重視すると共に、あわせて公正自由な競争を図らなければならない。**かかる観点に立つとき建設工事については無条件の一般競争入札は不相当と考えられ、制限附の一般競争入札と指名競争入札とを併用し、**入札について合理的な基準を設ける必要がある**と考えられる。（以下略）

【建設業者事前資格審査要領】

一、方針

事前資格審査はこれを一定の基準による建設業者の適格性に関する資格審査及び点数計算による工事施行能力審査の二つの方法により決定し競争入札に参加せしめようとするものである。（以下略）

昭和36年： 経営事項審査制度の法制化（建設業法改正）

【建設業法 第4章の2 建設業者の経営に関する事項の審査】

第二十七条の二（経営に関する事項の審査）

建設大臣又は都道府県知事は、建設省令の定めるところにより、**公共性のある施設又は工作物に関する建設工事で建設省令で定めるものの入札に参加しようとする建設業者**で建設大臣又は都道府県知事に申出をしたものにつき、経営規模その他経営に関する客観的事項の審査を行うことができる。

平成6年： 経営事項審査制度の受審義務化（建設業法改正）

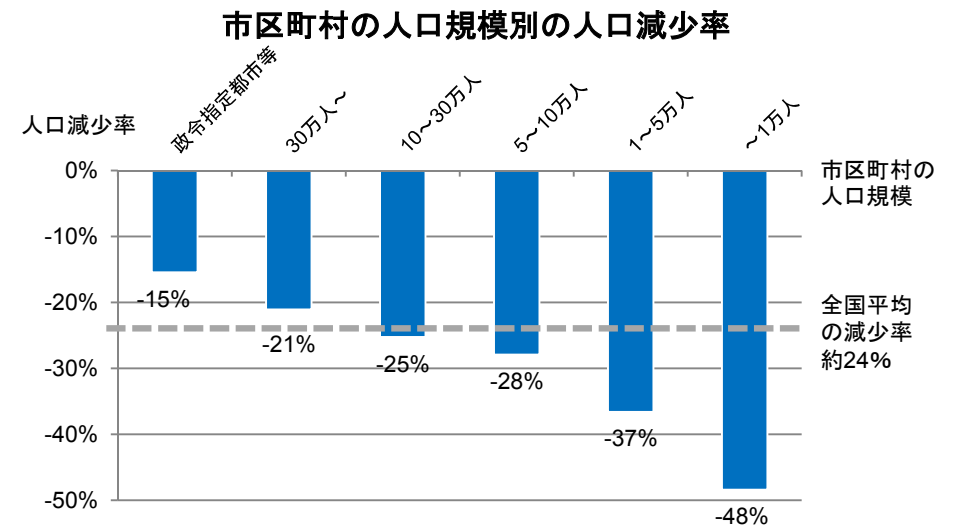
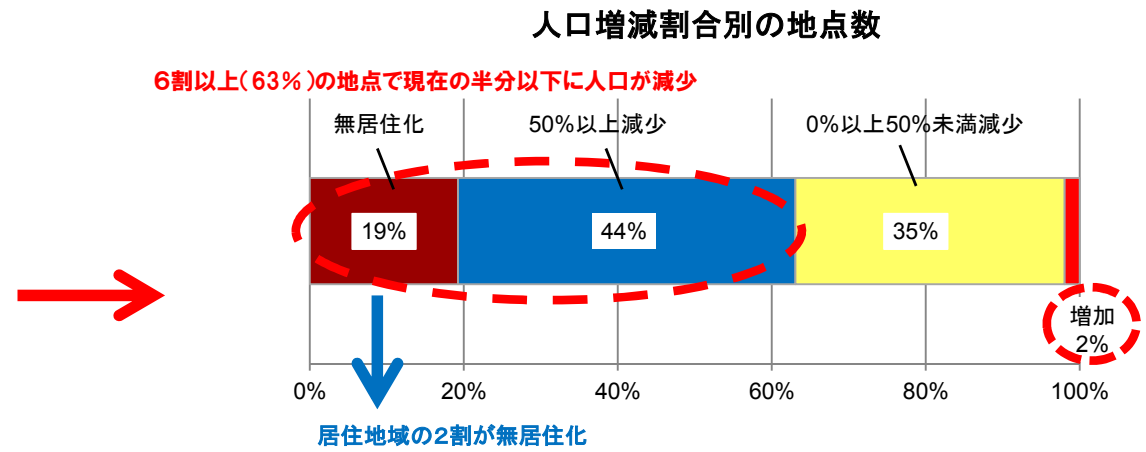
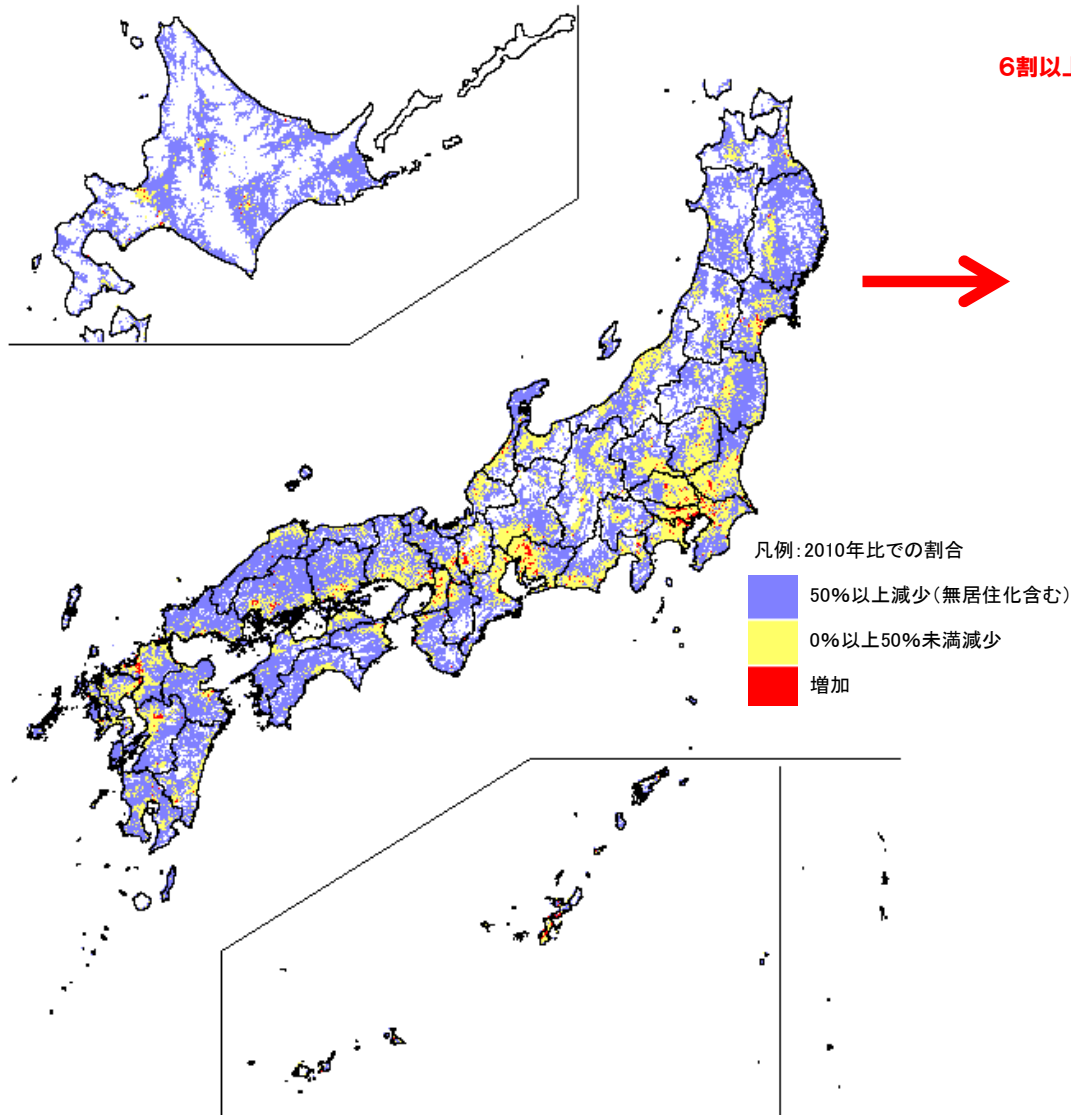
第二十七条の二十三（経営事項審査）

公共性のある施設又は工作物に関する建設工事で政令で定めるものを発注者から直接請け負おうとする建設業者は、建設省令で定めるところにより、その経営に関する客観的事項について、その許可を受けた建設大臣又は都道府県知事の審査を受けなければならない。

地域建設業関係

- 全国を《1km²毎の地点》で見ると、**人口が半分以下になる地点が現在の居住地域の6割以上**を占める（※現在の居住地域は国土の約5割）。
- 人口が増加する地点の割合は約2%であり、主に大都市圏に分布している。**
- 《市区町村の人口規模別》にみると、**人口規模が小さくなるにつれて人口減少率が高くなる傾向**が見られる。特に、現在人口1万人未満の市区町村ではおよそ半分に減少する。

【2010年を100とした場合の2050年の人口増減状況】



（出典）総務省「国勢調査報告」、国土交通省国土政策局推計値により作成。

将来の維持管理・更新費の推計結果（H25.12）

○社会資本整備審議会・交通政策審議会技術分科会技術部会「社会資本メンテナンス戦略小委員会」での審議を踏まえ、国土交通省において試算した結果によると、2013年度の維持管理・更新費は約3.6兆円※）、10年後は4.3～5.1兆円、20年後は4.6～5.5兆円程度になるものと推定される。

年度	推計結果
2013年度	約3.6兆円※)
2023年度 (10年後)	約4.3～5.1兆円
2033年度 (20年後)	約4.6～5.5兆円

※)2013年度の値(約3.6兆円)は、実績値ではなく、今回実施した推計と同様の条件のもとに算出した推計値

※1. 国土交通省所管の社会資本10分野(道路、治水、下水道、港湾、公営住宅、公園、海岸、空港、航路標識、官庁施設)の、国、地方公共団体、地方道路公社、(独)水資源機構が管理者のものを対象に、建設年度毎の施設数を調査し、過去の維持管理、更新実績等を踏まえて推計。

※2. 今後の新設、除却量は推定が困難であるため考慮していない。

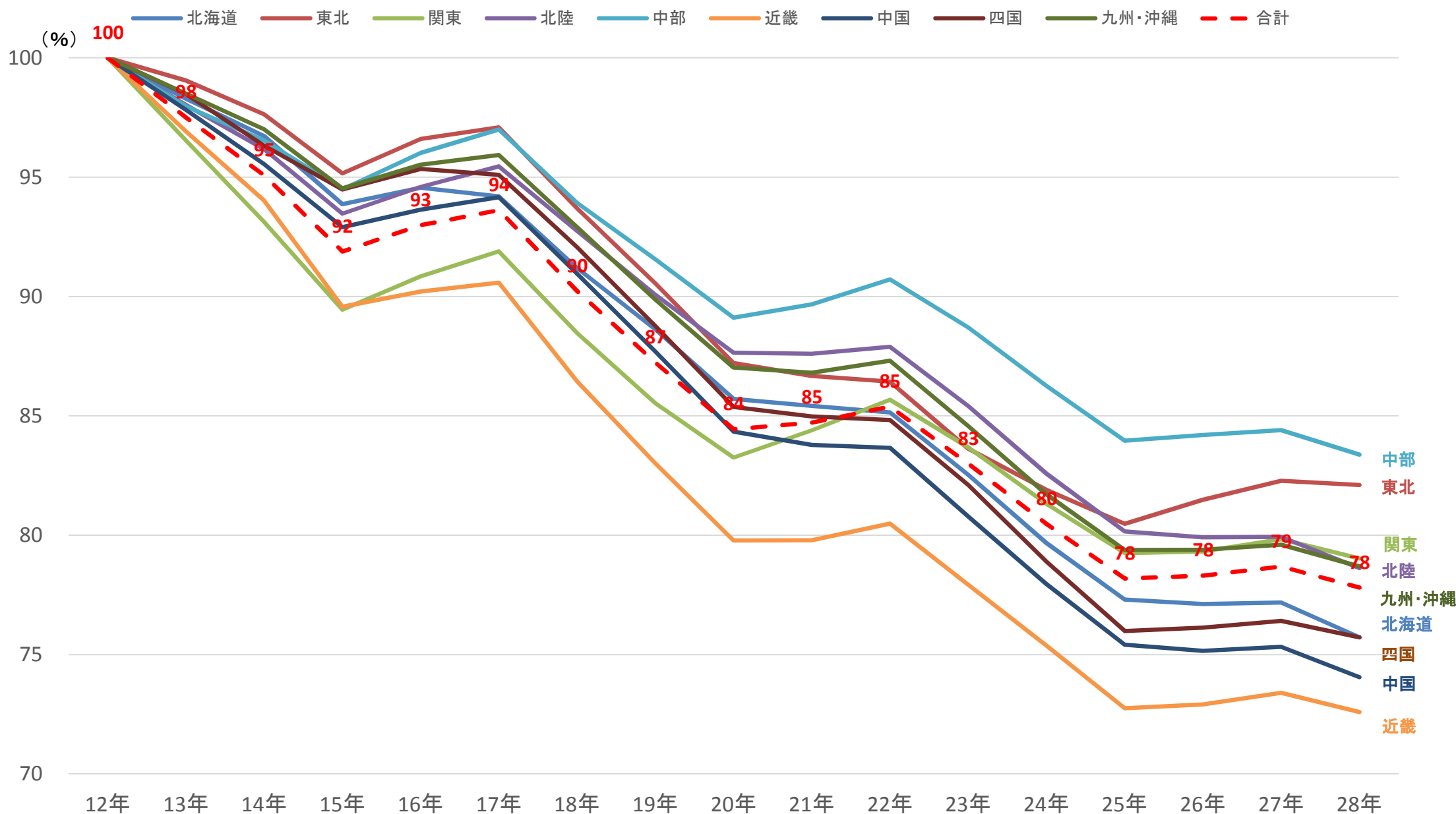
※3. 施設更新時の機能向上については、同等の機能で更新(但し、現行の耐震基準等への対応は含む。)するものとしている。

※4. 用地費、補償費、災害復旧費は含まない。

※5. 個々の社会資本で、施設の立地条件の違いによる損傷程度の差異や維持管理・更新工事での制約条件が異なる等の理由により、維持管理・更新単価や更新時期に幅があるため、推計額は幅を持った値としている。

地方の許可業者数の推移(平成12年度からの変化)

平成12年度を100とした際の許可業者数の推移(ブロック別)

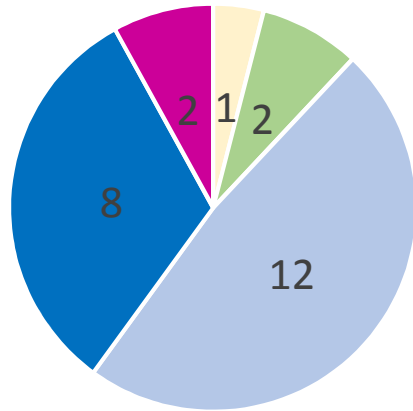


※各年度末の値 (出典:国土交通省「建設業許可業者数調査」)

県別の許可業者数の減少状況の例 (土木一式:平成20年度 → 平成28年度)

秋田県 4,633業者 → 3,938業者 (▲15%)
 秋田市 1,165業者 → 1,076業者(▲8%)

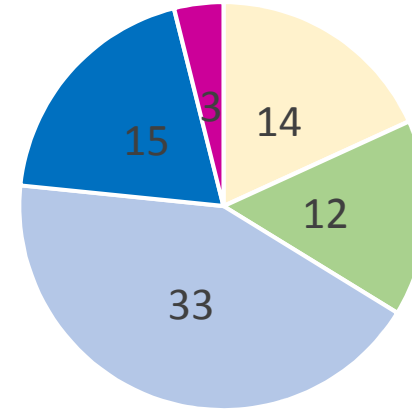
秋田県(25市町村)



■ 変化なし・増加 ■ 10%未満 ■ 10%以上20%未満 ■ 20%以上30%未満 ■ 30%以上

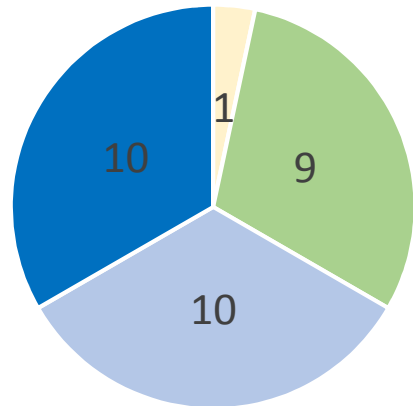
長野県 8,847業者 → 7,655業者 (▲13%)
 長野市 1,536業者 → 1,427業者(▲7%)

長野県(77市町村)



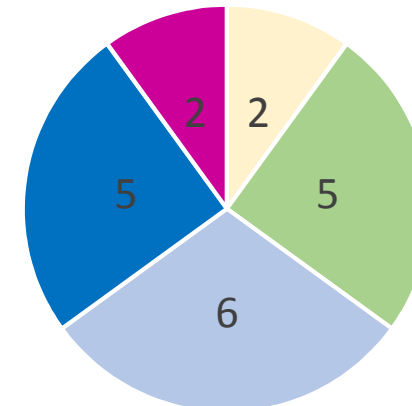
■ 変化なし・増加 ■ 10%未満 ■ 10%以上20%未満 ■ 20%以上30%未満 ■ 30%以上

岡山県 7,619業者 → 6,857業者 (▲10%)
 岡山市 2,913業者 → 2,696業者(▲7%)
 岡山県(30市区町村)



■ 変化なし・増加 ■ 10%未満 ■ 10%以上20%未満 ■ 20%以上30%未満

愛媛県 6,246業者 → 5,544業者 (▲11%)
 松山市 2,025業者 → 1,871業者(▲8%)
 愛媛県(20市町村)



■ 変化なし・増加 ■ 10%未満 ■ 10%以上20%未満 ■ 20%以上30%未満 ■ 30%以上

建設業の年収額の推移

(万円)

600

550

500

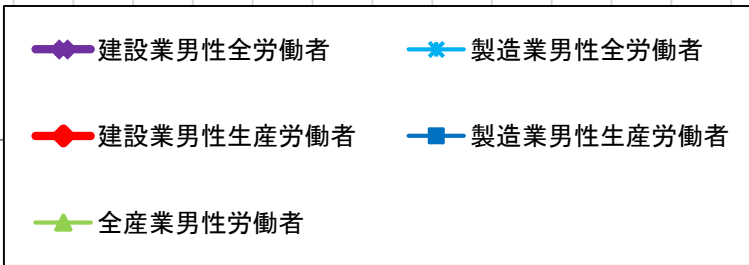
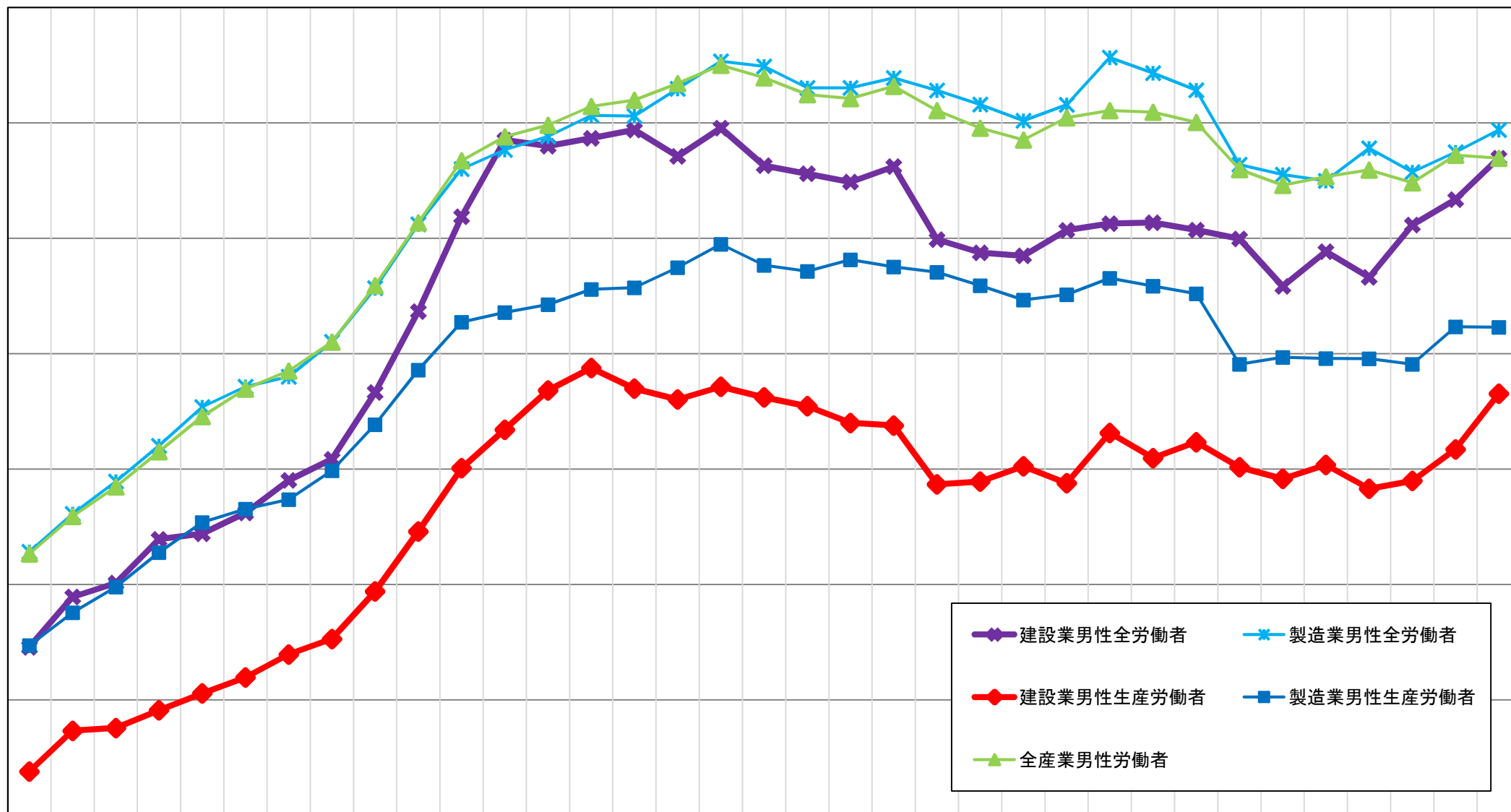
450

400

350

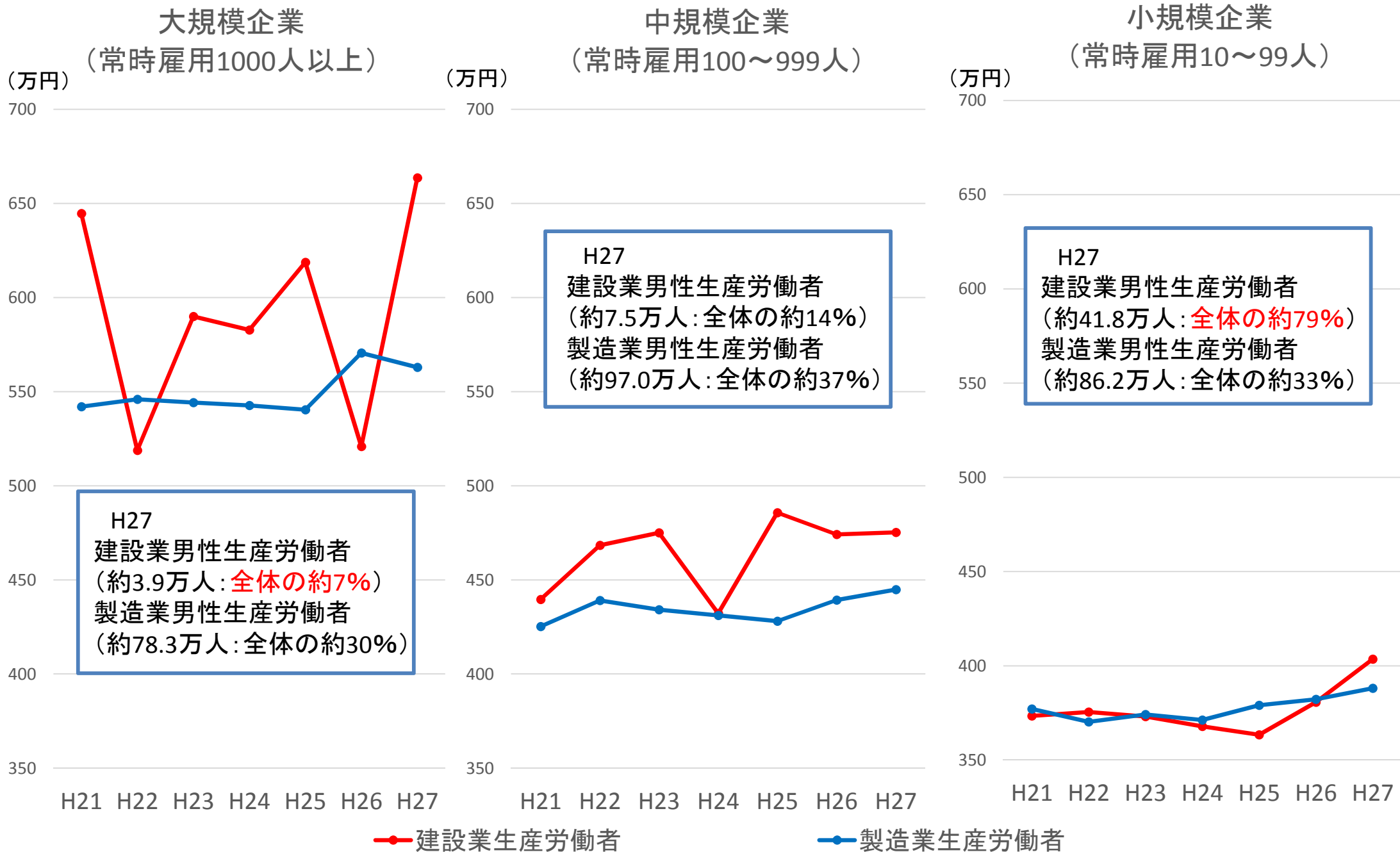
300

250



参考：賃金構造基本統計調査(10人以上の常用労働者を雇用する事業所)(厚生労働省)
年間賃金総支給額=きまって支給する現金給与額×12+年間賞与その他特別給与額

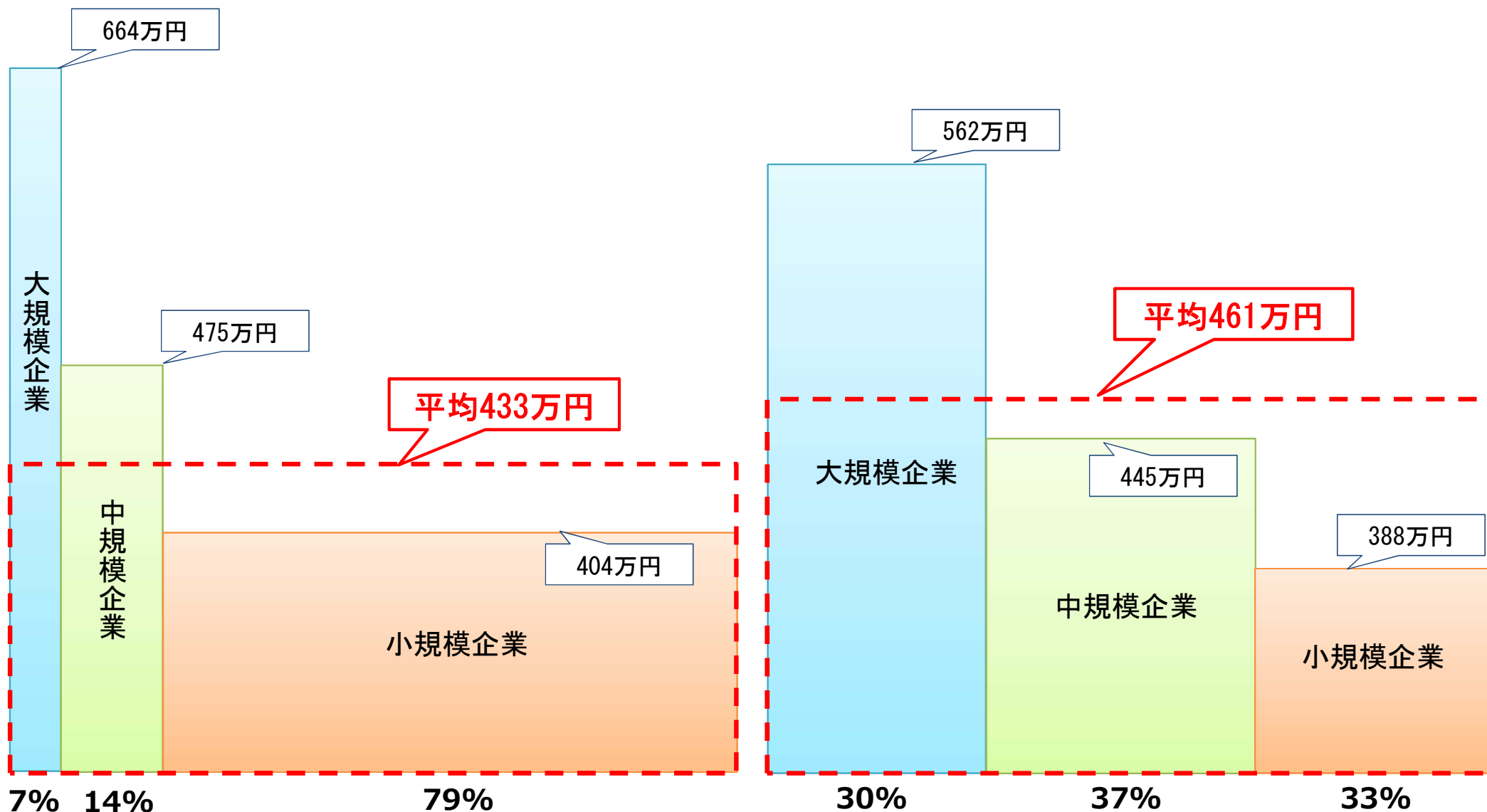
企業規模別 年収額の推移



【建設業】

【製造業】

(平均年収額)



(企業規模ごと男性生産労働者数の全体に占める割合)

地域要件

- ・ 地域の中小・中堅建設企業の育成や経営の安定化等を図る観点から、近隣地域内における工事实績や事業所の所在等を競争参加資格や指名基準とする方法

総合評価落札方式

- ・ 工期、機能、安全性などの**価格以外の要素と価格とを総合的に評価して落札者を決定**する方式

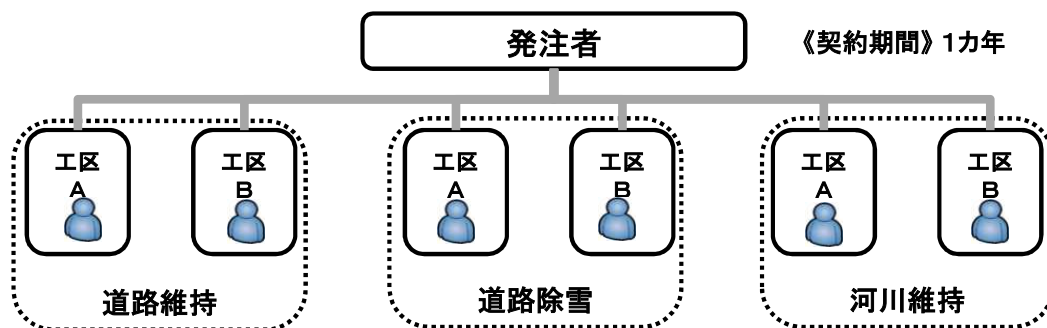
【総合評価の評価項目例】

技術提案に関する項目	工期短縮、品質向上、環境の維持(騒音・振動・水質汚染など) など
施工能力等に関する項目	企業・技術者の過去の同種工事实績、工事成績 など
地域精通度・貢献度等 に関する項目	災害協定の締結、災害協定に基づく活動実績 など

地域における社会資本の維持管理に資する方式 (地域維持型契約方式)

- ・ 地域の社会資本の維持管理 (災害応急対策、除雪、修繕、パトロールなど) について、包括的な事業の契約単位 (工種・工区・工期) として、地域企業による包括的な体制で実施する方式

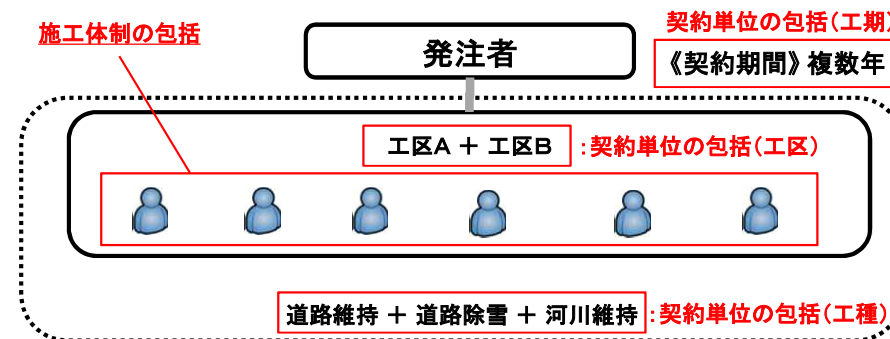
従来の方式(業務・工事を個別に発注)



(課題)

- ロットが小さく、施工が非効率
- 契約期間が長く、監理技術者の専任が負担
- オペレータ・機械が不足している地域では地域維持の担い手の確保が困難

地域維持型契約方式(複数年契約、一括発注、共同受注)



- (期待される効果)
- ロットの大型化により、施工効率が向上
 - 監理技術者の専任要件が緩和(地域維持型JVの場合)
 - 人・機械の有効活用による施工体制の安定的確保

地域維持型契約方式の導入状況等（平成28年度実績）

- 導入22道府県の約半数以上が契約総額10億円未満かつ契約件数10件未満であるところ、地域維持型契約が十分に浸透しているとは言い難い。
- 契約期間については、道路等維持管理事業では2年以上の工期がある案件が多く見られるが、除雪事業では1年未満のものが太宗を占めている。
- 契約総額については、道路維持管理事業と除雪事業との間に大きな差は見られないが、1件あたりの平均契約額では除雪事業のほうが高い（約4倍）になっている。

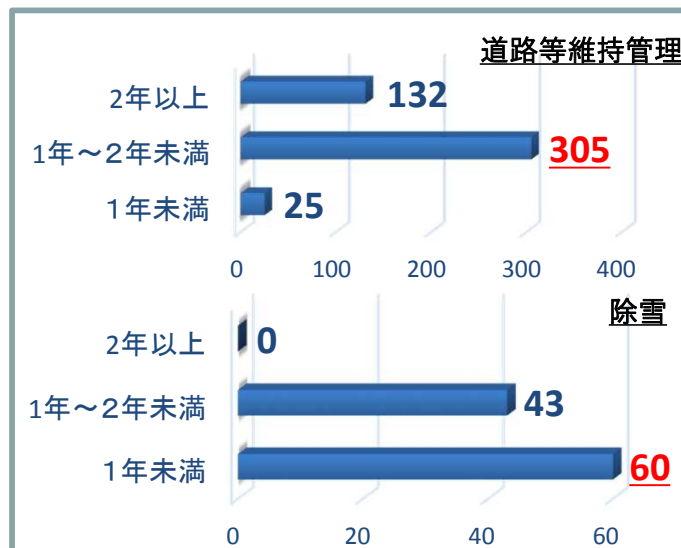
出典：ブロック別監理課長等会議事前アンケート調査（平成28年度下期）



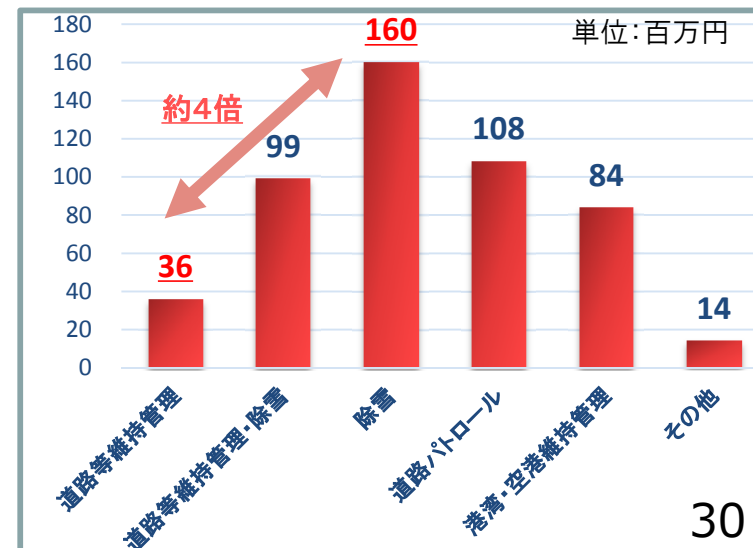
単位：百万円

業務内容	件数 (22団体合計)	契約総額 (22団体合計)
道路等維持管理	462	16,696
道路等維持管理・除雪	31	3,067
除雪	103	16,483
道路パトロール	17	1,837
港湾・空港維持管理	6	503
その他	9	126

業務内容別工期内訳



1件あたりの平均契約額



地域維持事業を包括的に契約している例①(都道府県)

自治体名	業務内容	導入エリア 路線	契約件数	工期	契約金額 (総計) (単位:百万円)	請負形態 (単体・組合・JV等)	構成 業者数	競争方式	導入年度
北海道	除雪業務	49管内/49管内	51件	5ヶ月	11,227	単体・組合・JV	2~14	一般競争	H10~
青森県	道路の維持管理等	1管内/6管内	1件	1年	194	地域維持型JV	7	簡易公募型プロポーザル	H24.4~
岩手県	道路・河川の維持・修繕、除排 雪	2管内/14管内	5件	3年 (実稼動2年)	799	地域維持型JV	3~6	参加者の有無を確認する 公募手続き	H25.3~
秋田県	除雪	38地区/38地区	38件	1年8月	5,144	地域維持型JV	2~4	一般競争 (価格競争)	H23.10~
福島県	道路・河川の維持修繕 (除雪・施設点検含)	2管内	2件	1年~2年	1,197	事業協同組合	8~10	プロポーザル	H21.4~ H27.4~
栃木県	道路・河川砂防に係る除雪・緊 急点検・維持管理	7管内/10管内	7件	7箇月	929	事業協同組合	18~78	公募型プロポーザル	H22.10~
群馬県	道路パトロール	県内全域	1件	3年	682	事業協同組合	1	条件付一般競争	H23~
長野県	道路維持補修	県内全域97工区	97件	1年	2,800	地域維持型JV	3~16		(一部)H22.4~ (県内全域)H25.4~
石川県	除雪	5地区	5件	1年	-	地域維持型JV	2~4	随意契約	H24.11~
岐阜県	道路・河川の維持・修繕等	七宗町	1件	1年	15	地域維持型JV	5	一般競争(総合評価)	H24~
静岡県	土木一式工事	過疎地域	9件	1年未満	126	単体	1	一般競争	H24.4~
三重県	公共土木施設の維持・小規模 修繕、雪氷対策、道路除草	10管内/10管内	64件	1年	単価契約	地域維持型JV	3~11	一般競争(総合評価)	H26.10~ 31

地域維持事業を包括的に契約している例②(都道府県)

自治体名	業務内容	導入エリア 路線	契約件数	工期	契約金額 (総計) (単位: 百万円)	請負形態 (単体・組合・JV等)	構成 業者数	競争方式	導入年度
京都府	道路河川の維持管理、除雪及び凍結防止材散布	府北部地区	3	1年	47	単体	-	一般競争	H21~
兵庫県	緊急小規模、点々補修、照明灯具取替、除雪・凍結防止剤散布、消雪工点検調整補修	新温泉町	1件	1年	109	地域維持型JV	12	制限付き一般競争	H26.4~
奈良県	道路・河川の維持修繕、舗装修繕、雪寒	1町・1旧村 (町村合併前の1村) /39市町村	2件	1年	48	地域維持型JV	各4	一般競争(総合評価)	H28.4~
島根県	道路パトロール	3管内/12管内	3件	2年	86	事業協同組合	~58	随意契約	H25~
広島県	道路・河川の維持・修繕等	4管内/9管内	12件	9箇月~2年	352	単体	1	随意契約又は指名競争	H25.4~
山口県	道路巡視・道路年間維持	8管内/8管内	28件	1年	818	単体	1	指名競争	H19.4~
愛媛県	道路・河川・砂防・海岸の維持・修繕等	1市町/20市町 (新居浜区域)	1件	1年	23	事業協同組合	-	公募型指名競争	H23.4~
長崎県	道路の監視・維持修繕	8管内/11管内	9件	3年	112	単体	1	一般競争(価格競争)	H23~
熊本県	道路植栽管理	10管内	88件	3年	935	単体	1	指名競争	H26.3~
宮崎県	道路・河川・砂防の維持・修繕等	全県	26件	1年	1,108	事業協同組合 地域維持型JV	4~92	一般競争(総合評価)	H27.4~ (試行)

地域維持事業の包括的な契約を導入・実施している地方公共団体からは

- 災害時や緊急時も含めた人員・機械等の施工体制の安定的・効率的かつ迅速・円滑な確保【受注者】
- インフラの維持管理が持続的・安定的に行われること(きめ細やかな住民サービス)に対する住民の安心感【地域住民】
- 包括的発注による発注事務の負担軽減【発注者】

といった効果が挙がっているとの声が寄せられています。

(参考) 地域維持型契約方式の導入状況 (H28は検討中を含む)
 H24年度 H25年度 H26年度 H27年度 **H28年度**
 14道府県→19道府県→23道府県→24道府県→**26道府県**
 (H28.11時点 国土交通省調べ)

地域維持事業を包括的に契約している例③(市区町村)

地方公共団体名		業務内容	導入エリア 路線	契約件数	工期	契約金額(総計) (単位:百万円)	請負形態 (単体・組合・J V等)	構成 企業数	競争方式	導入年度
北海道	札幌市	道路維持除雪業務	23地区 (市内全域)	23件	1年	14,986	特定JV	5~13	一般競争	H23.10~
北海道	幕別町	道路の維持・修繕、除雪等	2地区/2地区	2件	7年	856	事業協同組合	4~5	随意契約 (プロポーザル)	H20.4~
秋田県	大仙市	道路除排雪業務	7地域	7件	5箇月	322	地域維持型JV	5~15	プロポーザル方式	H28年度
千葉県	成田市	①道路維持補修 ②道路清掃(除草を含む。) ③台風等の災害時の緊急措置 ④除雪(凍結防止作業も含む。)	9工区 (市内全域)	9件	1年	122	単体	—	簡易公募型 プロポーザル ※H27までは見積競争	不明 ※H11.4.1から記録あり
奈良県	黒滝村	道路・河川の維持・修繕等	1管内	1件	11箇月	2.5	単体	1	指名競争	--
広島県	府中市	道路の維持・修繕	市内 (東部・西部・北部)	3件	6箇月	16	単体 (入札は混合)	1	一般競争	H28.4~
広島県	府中町	道路の維持・修繕等	町内一円	1件	1年	25	単体	1	指名競争	不明
島根県	奥出雲町	道路の維持・修繕	2地区/2地区 (旧2町村)	4件	6箇月	5	単体	1	指名競争	H25.4~
徳島県	那珂町	道路・河川の維持・修繕等	3管内/6管内	4件	5箇月~2年	10	地域維持型JV	5~7	一般競争 (総合評価)	H233~
福岡県	うきは市	市道・農道・市有林等の維持管理 出水時の巡視・二次被災防止	6エリア/6エリア	6件	1年以内	11	地域維持型JV	10者以下	随意契約	H25.5~